

LPガスをお使いのお客さまへ

三重県警察・三重県消費生活センター・三重県LPガス協会からの重要なお知らせ

悪質な
訪問販売

見本



甘い言葉、オイシイ話でその気にさせて…

トラブルから身を守りましょう

止まれ

その振込・書類への
記名押印・契約
ちよつと待って!



訪問販売(勧誘行為)には
慎重に対応しましょう

「怖い」「困った」「迷惑」と感じたら110番!!

三重県警察 ☎110番

消費生活に関するご相談は
消費者ホットライン ☎188番へ

お住まいの市町消費生活相談窓口、
または三重県消費生活センターにつながります。

《携帯・スマホからもかかります》

LPガスに関するご相談は
三重県LPガスお客様相談所

☎059-227-9905

受付時間 9:00~17:00(土曜・日曜・祝日除く)

こんなトークに
要注意!!

悪質な オイシイ話・怪しい誘いに、だまされないために! LPガス 勧誘業者 の典型的なトーク

①「今の販売店の検針票」 を見せてください。

検針票には住所氏名やガス使用量などの個人情報が記載されていますので、見ず知らずの第三者に見せてはいけません。言葉巧みに検針票を持ち去る悪質な事例もありますので注意が必要です。

③ いま付き合っている販売店は LPガス料金が 「地域で一番高い」です。

「取引が長いほど高くなります」とも言います。このようなトークはお客様を不安にさせるためのものです。いったいどのような根拠により地域で一番高いと決めつけることができるのか、冷静に考えてみましょう。

②「LPガス料金が 自由化」になりました。

LPガスは当初から自由料金であり、価格の上限・下限の定めはなく販売事業者により異なります。目安となるものは石油情報センターが公表する「都道府県別平均値」です。「適正料金」や「適正価格」という表現も妥当ではありません。

④「この地域を一斉に」 切替工事を行っています。

「ご近所の皆さんも申し込んでくれました」とも言います。このように言われると安心感を持ち、申し込みの大きな動機になりますが、何れも根拠のないセールストークです。

訪問販売での勧誘方法は法律で規制されています。

迷惑、怖いと感じたら消費生活相談窓口または警察に相談しましょう。

対応方法

① 訪問目的を確認しましょう

(特商法第3条により事業者の氏名、勧誘目的、販売商品の種類を告げることが定められています)

② 必要が無ければハッキリと断りましょう

(特商法第3条の2により消費者が契約締結の意思がないことを示したときは再勧誘が禁止されています)

③ 訪問者の名刺を必ずもらいましょう

④ すぐに契約しないで家族と相談しましょう

【重要】特商法第6条により 勧誘を行う際、①事実と違うことを告げること ②故意に事実を告げないこと ③相手を威圧して困惑させること が禁止されています

おかしいな? と思ったらお取引のガス販売店、または
下記までお問い合わせください!

三重県LPガスお客様相談所

(一般社団法人 三重県LPガス協会 内)

☎ 059-227-9905

受付時間 9:00~17:00 (土曜・日曜・祝日除く)

見本